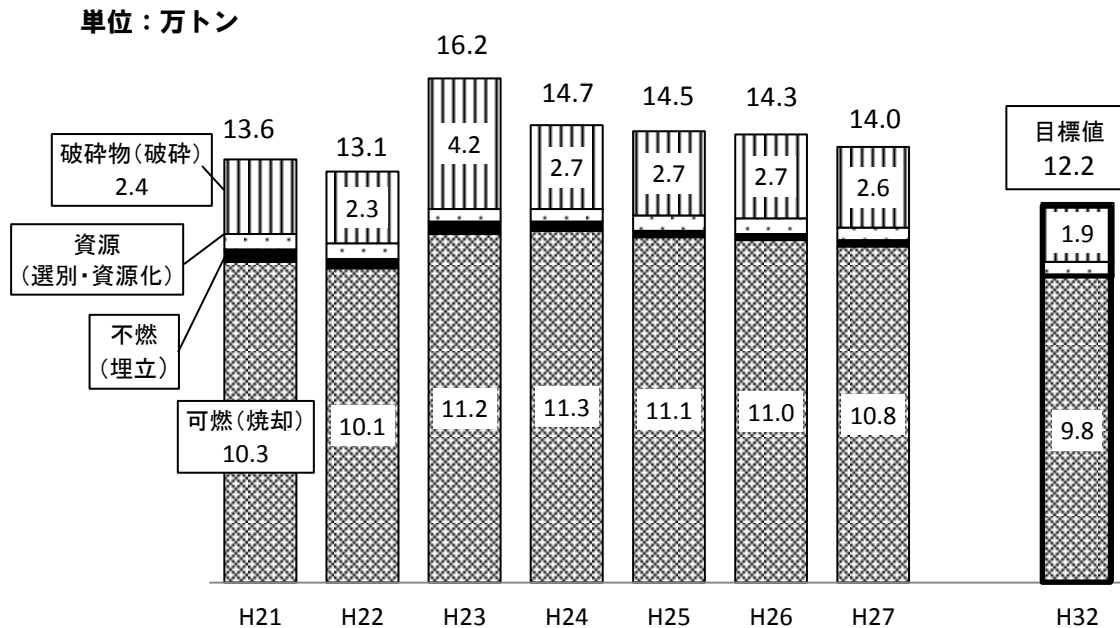


## 事業ごみ等処分費用の負担のあり方について

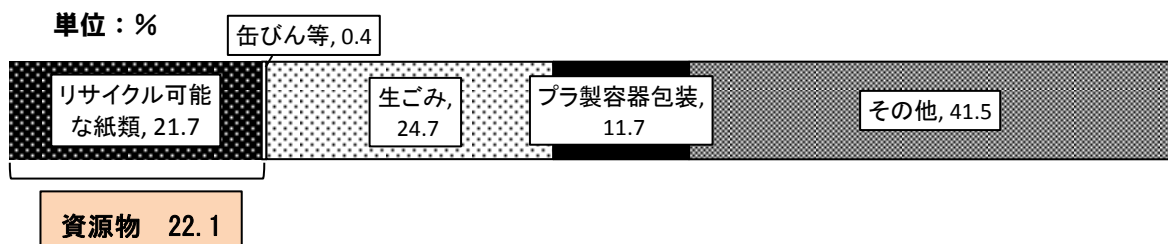
## 1 事業ごみの現状

## (1) 事業ごみ量の推移（平成 21～27 年度）



## (2) 可燃ごみ（許可業者搬入）の組成（平成 26 年度一般廃棄物処理実態等調査）

全市平均（湿重量ベース）



## (3) 事業ごみ減量に向けた本市のこれまでの取組み

- 平成 5 年度～ 事業用大規模建築物所有者への指導啓発及び研修会の実施  
(平成 13 年度～多量排出事業者への指導啓発も開始)
- 平成 12 年度～ 環境配慮型店舗認定事業 (平成 17 年度～事業所も認定開始)
- 平成 15 年度～ 環境事業所 (若林・泉) に事業系紙類回収庫の設置  
(青葉 (平成 16 年度～)・宮城野 (平成 19 年度～) 設置)
- 平成 17 年度～ 再生可能紙類の焼却工場への搬入禁止措置
- 平成 25 年度～ 許可事業者搬入ごみ展開検査
- 平成 27 年度～ 中小事業者を対象とした出前講座の実施

このほか、事業者向け啓発リーフレット「事業ごみの分け方・出し方」の送付なども実施

## 2 事業ごみ等処分手数料の現状

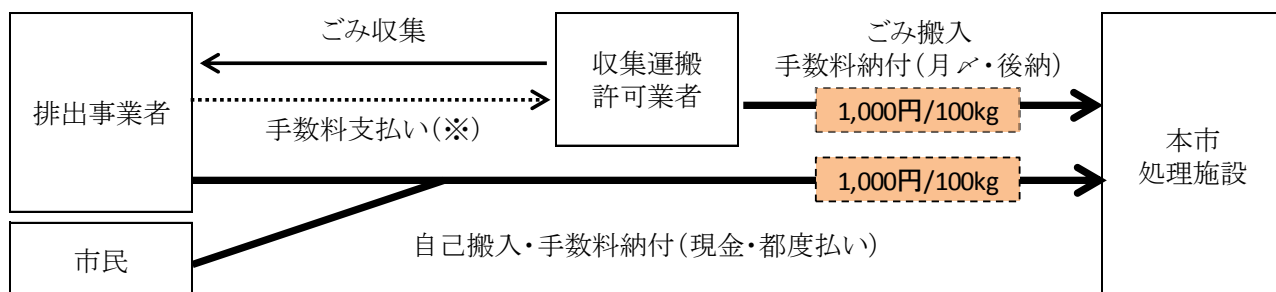
### (1) 事業ごみ等処分手数料の水準と負担率

手数料 1,000 円/100kg      処理費用 22.98 円/kg (負担率 43.5%)

(参考・手数料改定の経緯)

条例改正及び施行	
12年3月	◎条例改正 700 円/100kg → 1,000 円/100kg (2段階施行)
13年4月	施行①700 円/100kg → 850 円/100kg
15年4月	②850 円/100kg → 1,000 円/100kg

### (2) 手数料徴収方法



※排出事業者は、収集用ごみ袋代等で、収集運搬費・処理手数料をまとめて許可業者に支払い。

- ・排出事業者及び市民が自己搬入する場合には、市に直接手数料を支払う。
- ・排出事業者が収集運搬許可業者と契約する場合には、処理手数料と運搬手数料等を許可業者に支払い、許可業者が市に手数料を支払う。

### (3) 一般廃棄物処理基本計画における位置づけ

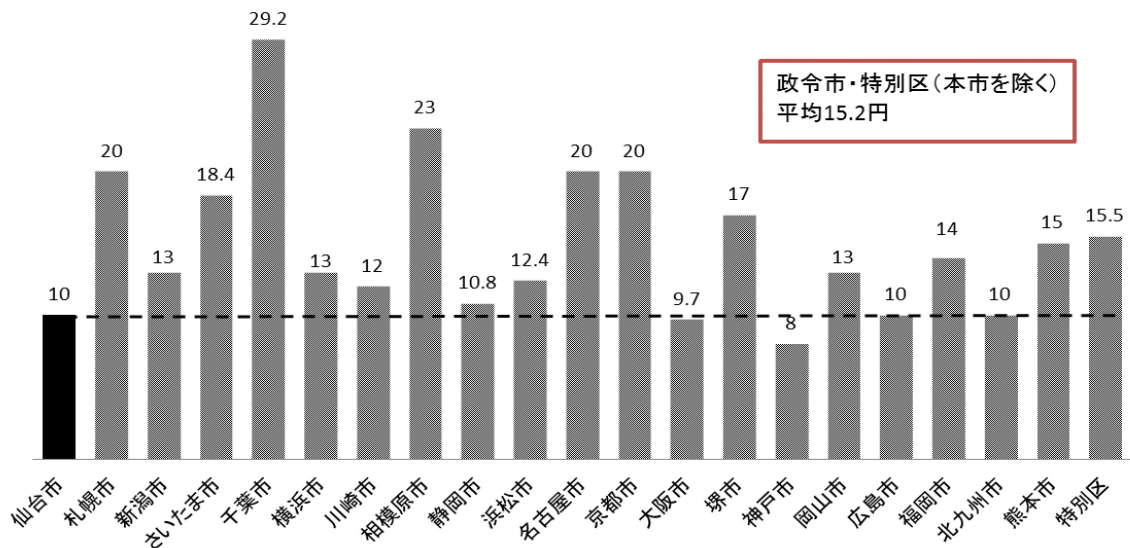
【5 実施・検討すべき施策 (1)資源循環都市づくり (2)事業ごみの減量・リサイクルの推進】

食品リサイクルの取組みのさらなる推進や、資源物の分別・リサイクルの一層の推進のため、事業ごみ処理費用の負担のあり方について、手数料水準の見直しを視野に入れつつ、具体的に検討を進めます。

### 3 他都市（政令市・特別区）との比較

#### (1) 1 kg あたりの処分手数料の比較

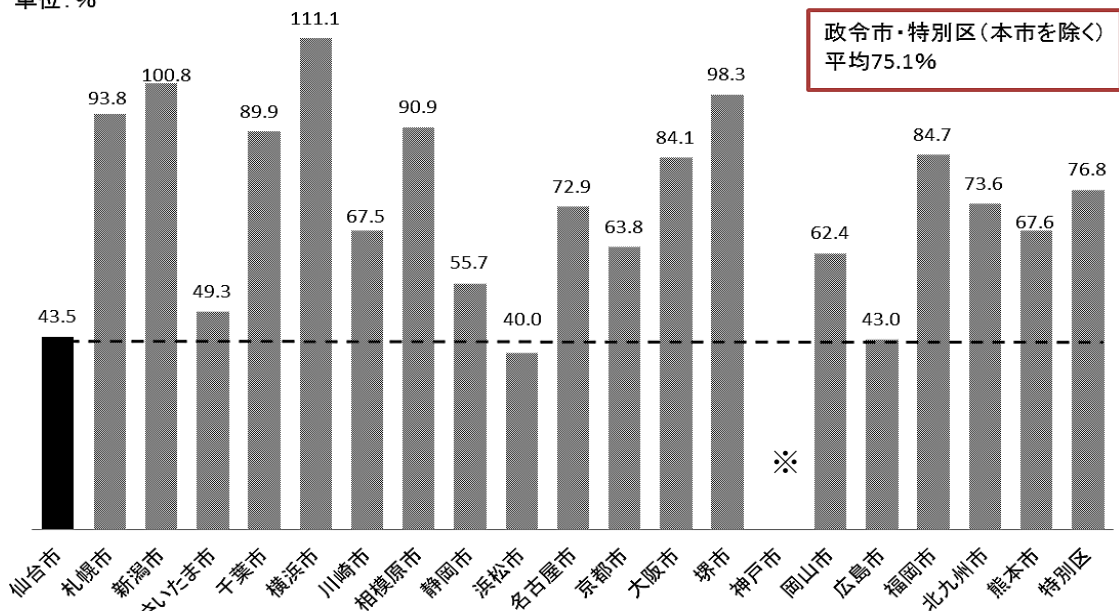
単位：円



・本市の 10 円/kg に対し，平均 15.2 円/kg，最高 29.2 円/kg（千葉市），最低 8 円/kg（神戸市）

#### (2) 処分費用に対する負担率の比較

単位：%



※神戸市は処理原価未算定のため負担率算定不可

・本市の負担率 43.5%に対し，平均 75.1%，最高 111.1%（横浜市），最低 40%（浜松市）

## 4 検討事項

### (1) 事業ごみ等処分手数料の水準と負担率

下記の目的のため、本市の手数料水準及び負担率のあり方について検討の必要がある。

- ① 事業ごみの更なる減量・リサイクル推進, リサイクル可能な紙類や産業廃棄物など処理施設搬入禁止の徹底
- ② 処分費用に対する負担の適正化
- ③ 食品循環資源の更なる利活用促進

### (2) 併せて実施すべき又は強化すべき施策

- ・ 許可業者搬入ごみ展開検査体制の強化
- ・ 事業者の自主的なごみ減量・リサイクル推進に係る取組みの更なる周知

### (3) 周知方法

- ・ 排出事業者及び収集運搬許可業者への周知
- ・ 自己搬入者への周知

### (4) その他の検討事項

- ・ 計量単位（現行 100kg ごと）の変更の有無